点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

40　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

41　児童数（中学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

42　児童扶養手当支給者数は、令和二年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

43　［略］

44　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和三年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

45～57　［略］

58　前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第十五条の六に定める施設等利用費の支給額とする。以下この表において同じ。

59　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、前年度分として施設等利用給付支弁台

［新設］

［新設］

30　児童扶養手当支給者数は、令和元年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

31　［同上］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和二年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

33～45　［同上］

46　前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、前年度十月分として施設等利用給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第十五条の六に定める施設等利用費の支給額とする。以下この表において同じ。

47　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、前年度十月分として施設等利用給付支